

議案第 1 1 2 号

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正

## 飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市手数料徴収条例（平成16年飛驒市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表42の部(10)の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

飛騨市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
本則・附則 略				本則・附則 略			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
番号	手数料の種類	金額	備考	番号	手数料の種類	金額	備考
1の部～41の部 略				1の部～41の部 略			
42	(1)～(9) 略			42	(1)～(9) 略		
	(10) 法第37条の3第1項に規定する貯蔵施設等設置完成検査手数料	1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第20条第1項又は第3項)に規定する完成検査を受け、又は自ら行い、かつ、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額とを合計した額			(10) 法第37条の3第1項に規定する貯蔵施設等設置完成検査手数料	1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項に規定する完成検査を受け、又は自ら行い、かつ、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額とを合計した額	
(11)～(16) 略				(11)～(16) 略			

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第276号）の公布により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p><b>【改正の内容】</b></p> <p>貯蔵施設等設置完成検査手数料を算定する際に、算定の対象外施設の要件となるものとして、認定高度保安実施者が行う完成検査を追加する改正</p> <p style="text-align: right;">（別表関係）</p>
市民への影響等	<p><b>【市民（事業者）への影響】</b></p> <p>貯蔵施設等を設置する際の手数料の負担を緩和するものであり、条例施行後に該当施設を設置しようとする者の負担が軽減される。</p>
施行日	令和5年12月21日
備考	